

自動販売機設置場所貸付事業者募集要項

隠岐の島町では、町有財産に自動販売機を設置する事業者を下記のとおり募集します。

応募される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容をご承知の上、お申し込みください。

1 目的

町有財産の有効利用を図りながら、自主財源を確保するとともに、町民サービスの向上を図る。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人又は任意団体に限り応募できる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人にあつては、隠岐の島町内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては隠岐の島町内で事業を営んでおり、団体にあつては隠岐の島町内に団体の本拠があること。
- (3) 過去5年間に於いて町内で自動販売機の設置・管理実績のあるもの。
- (4) 法令等の規定により販売について許可又は許可を要する場合は、当該許可又は許可を受けていること。
- (5) 町税を滞納していないこと。

3 募集事項等

(1) 自動販売機を設置する町有財産の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積

隠岐の島町役場 本庁舎（隠岐の島町下西78番地2）

詳細は別添仕様書のとおり。

(3) 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（更新なし）

(4) 貸付料

税込売上金額に提案歩合率を乗じた額に消費税相当額を加算した額をもって貸付料とする。

半期毎に隠岐の島町が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

(5) 貸付条件等

別添仕様書のとおり。

4 応募の手続き

(1) 応募方法

応募を希望する者は、必要な書類を持参又は郵送により提出すること。

（電話、ファックス等による受付は行わない。）

(2) 提出先

隠岐の島町役場 総務課

（〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2） 電話：08512-2-2111

(3) 応募書類の提出期間

令和5年2月20日（月）～令和5年3月3日（金）

（閉庁日を除く8時30分～17時15分）

（4）提出書類

No.	提出書類	法人	個人	団体
1	参加申込書	○	○	○
2	誓約書	○	○	○
3	貸貸借提案書	○	○	○
4	登記事項証明書（現在事項全部証明書）	○		
5	住民票の写し		○	
6	団体の規約等の写し			○
7	町税の滞納がない旨の証明書	○	○	
8	設置する自動販売機のカatalog等	○	○	○
9	法令等の規定により許認可等が必要な場合にはそれを証する書類の写し	○	○	○

※証明書については、発行後3ヶ月以内の原本を提出すること。

※貸貸借提案書は封筒に入れ、必ず封印（担当者の印で可）をし、提出すること。

※提出書類は返却しません。

※隠岐の島町が必要と判断した場合には、追加資料を提出していただくことがあります。

5 現地確認について

設置場所の現地確認を希望する場合は、総務課まで事前に連絡し日時等については指示に従うこと。なお参加者は1事業者2名までとする。

6 設置事業者の決定

（1）貸付場所毎に最も提案歩合率の高かった事業者に決定する。

（2）最も高い歩合率を提案したものが2者以上いる場合は、くじ引きにより決定する。くじ引きは、当該事務に関係のない町職員が行う。

（3）設置予定事業者を決定したときは、直ちにその旨を通知する。

7 契約の締結

設置事業者は、町が指定する期日までに町と町有財産貸貸借契約を締結しなければならない。

8 設置事業者の決定取り消し

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) 著しく社会的な信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと隠岐の島町が判断したとき

9 禁止事項

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (2) 町が承諾する場合を除き、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

10 その他

- (1) 応募申し込み及び貸付契約の手続きに関する一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- (2) 参考データ

物件 番号	施設・貸付場所	販売品目	年間売上本数 (R3. 4～R4. 3)	勤務者数
1	隠岐の島町役場本庁舎 1階カフェコーナー	飲料(缶・ペット等)	4,812 本	約 200 人
2	隠岐の島町役場本庁舎 3階議会傍聴ラウンジ	飲料(缶・ペット等)	5,223 人	